

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」等の一部改正等を行い、平成17年11月7日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、投資単位を50万円未満に引き下げること検討している上場会社が、指定替え基準等において必要となる株主数（以下「所要株主数」という。）が増加することを懸念して1単元の株式の数の変更や株式分割による投資単位の引下げを躊躇するといった状況を改善し、投資単位の引下げを一層促進する観点から、指定替え基準における所要株主数を一律に2,000人以上とするなど、所要の規定改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

（備 考）

(1) 株主数に係る指定替え基準

所要株主数を上場株式数に関わらず一律に2,000人以上とする。

・指定替え基準第2条第1項第2号等

(2) 株主数に係る一部指定基準

所要株主数を上場株式数に関わらず一律に2,200人以上とする。

・一部指定基準第3条第1項第2号b等

(3) 株主数に係る貸借銘柄の選定基準及び選定取消基準

貸借銘柄の選定に係る所要株主数を上場株式数に関わらず一律に1,100人以上とするとともに、貸借銘柄の選定取消しに係る所要株主数を上場株式数に関わらず一律に600人以上とする。

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第3条第1項第3号b、第6条第1項第2号b

(4) その他

その他所要の規定整備を行う。

・株券上場廃止基準の取扱い1(2)等

2. 施行日

平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

以 上